

果糖品質表示基準の廃止について（案）

平成17年10月27日

農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

果糖品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1646号）について、平成17年8月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」に基づき、所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

「果糖」の名称については、一般誤認防止ルールでの対応で十分であり、名称以外に特段の項目が規定されていないことから、廃止する。

果糖について

1 品質表示基準制定等の経緯

平成 8 年 3 月	果糖の J A S 規格制定
平成 8 年 9 月	果糖品質表示基準制定
平成 1 2 年 1 2 月	加工食品品質表示基準の制定に伴い、 新しく果糖品質表示基準制定（旧基準廃止）
平成 1 4 年 1 0 月	果糖の J A S 規格廃止

2 輸入状況

輸入数量		
	年次	輸入数量 (t)
	1 2	31, 127
	1 3	29, 612
	1 4	27, 947
	1 5	35, 562
	1 6	31, 670
主な輸入先国	アメリカ合衆国、フィンランド	

○果糖品質表示基準

〔平成十二年十二月十九日号外〕
〔農林水産省告示第千六百四十六号〕

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の八第二項の規定に基づき、果糖品質表示基準を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

果糖品質表示基準

（趣旨）

第1条 果糖（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

（定義）

第2条 この基準において、「果糖」とは、次に掲げるものであって、果糖含有率が98%以上のものをいう。

- (1) でん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られた主としてぶどう糖からなる糖液を、グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた糖液から分離、精製及び濃縮し、結晶させてみつを除去したもの

※〔果糖や糖〕 ㊤㊥

- (2) 砂糖をインベルターゼ又は酸により加水分解して得られた糖液から分離、精製及び濃縮し、結晶させてみつを除去したもの
- (3) はちみつ、きくいも又はデーツその他の果実をイヌラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られた糖液から分離、精製及び濃縮し、結晶させてみつを除去したもの

(表示の方法)

第3条 名称及び内容量の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「果糖」と記載すること。

(2) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量をグラム、キログラム又はトンの単位で、単位を明記して記載すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

＜川＞（＜国＞）